

中国の公害訴訟における因果関係理論
—日本からの示唆を中心に—

我国环境污染侵权 诉讼中的因果关系理论

——以借鉴日本经验为中心
(日文版)

翟新丽◎著



上海交通大学出版社
SHANGHAI JIAO TONG UNIVERSITY PRESS

中国の公害訴訟における因果関係理論
—日本からの示唆を中心に—

我国环境污染侵权 诉讼中的因果关系理论

——以借鉴日本经验为中心

(日文版)

翟新丽◎著



上海交通大学出版社
SHANGHAI JIAO TONG UNIVERSITY PRESS

内容提要

本书首先分析并明确了我国环境污染侵权诉讼因果关系理论中所存在的问题,即因果关系证明责任倒置由于其判断结构的缺陷而无法发挥作用,环境污染侵权诉讼中因果关系的证明依然困难。其次,从降低证明度和改变证明方法这两个视角对日本公害诉讼中的因果关系理论进行了总结。最后,以所总结的日本理论为参考,探讨了如何解决我国环境污染侵权诉讼中的因果关系证明困难这一课题。

图书在版编目(CIP)数据

我国环境污染侵权诉讼中的因果关系理论:以借鉴日本经验为中心:日文 / 翟新丽著. —上海:上海交通大学出版社,2016
(当代外语研究论丛)

ISBN 978-7-313-16216-8

I. ①我… II. ①翟… III. ①环境污染-侵权行为-行政诉讼-研究-中国-日文 IV. ①D622.684

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2016) 第 281864 号

我国环境污染侵权诉讼中的因果关系理论(日文版)
——以借鉴日本经验为中心

著 者: 翟新丽	地 址: 上海市番禺路 951 号
出版发行: 上海交通大学出版社	电 话: 021-64071208
邮政编码: 200030	
出 版 人: 郑益慧	
印 刷: 虎彩印艺股份有限公司	经 销: 全国新华书店
开 本: 710mm×1000mm 1/16	印 张: 12.75
字 数: 198 千字	
版 次: 2016 年 11 月第 1 版	印 次: 2016 年 11 月第 1 次印刷
书 号: ISBN 978-7-313-16216-8/D	
定 价: 45.00 元	

版权所有 侵权必究
告 读 者: 如发现本书有印装质量问题请与印刷厂质量科联系
联系电话: 0769-85252189

前 言

自1978年改革开放实施以来,我国以优先发展经济这一国策促进了工业的飞速发展,但与此同时也导致了环境污染。首先,中央政府采取了在电力、煤炭、钢铁等能源行业中加速国有企业大规模化的政策。但这些企业排放的污染物严重污染了环境。其次,地方政府也奉行经济优先的政策,大力促进了乡镇企业的发展。由于资金和技术等方面的制约,乡镇企业在生产中大多没有采取环境保护措施,所排放的废气、废水和废物严重地污染了农村的环境。在环境污染监管方面,我国一直存在环境保护的法律不完善、国家和地方政府对环境保护投资不足、行政机构监管不力的状况。以上这些原因导致我国大范围内发生了非常严重的环境污染。

我国现在各种污染物大量排出,环境污染的程度很严重。并且,每年还发生很多环境污染事件,其中包括诸多特别重大环境事件和重大环境事件。严重的环境污染致使我国有众多受害人遭受了严重的人身和财产损害,有关环境污染的纠纷也急剧增多。但环境污染受害人大多数是普通市民、农民或渔民,他们权利意识薄弱,一般会通过信访等行政手段而非诉讼手段来寻求救济。然而,在我国环境污染受害人救济机制尚不完善,对环境污染受害人的行政救济很不充分。所以,对环境污染受害人的司法救济,特别是环境污染侵权诉讼的救济作用越来越得到重视。

因环境污染具有长期性、广域性以及受害人不特定等特点,环境污染侵权诉讼中的因果关系这一要件的证明非常困难。为了解决这一难题,我国在数个司法解释以及法律中规定了环境污染侵权诉讼的因果关系证明责任倒置制度。然而,自1992年这一制度实施起到2007年,我国所提起的环境污染侵权诉讼只有782件。和数量庞大的环境污染纠纷相比,这简直是微乎其微。因此可以认为,因果关系证明责任倒置这一制度并没有减轻环境污染侵权

诉讼中因果关系的证明困难。如此一来,如何解决我国环境污染侵权诉讼中的因果关系的证明困难就成了非常重要的课题。本文拟对此课题进行研究。

第二次世界大战后,日本完全无视环境保护而实施“高度经济增长政策”、“所得倍增政策”、“地方开发政策”等一系列优先发展经济的政策。其结果使容易污染环境的化学重工业得到了飞速发展。这些企业为了追求利润的最大化将企业内部所产生的废水、废气、废渣等都排放出去污染了环境。并且,日本的城市规划、环境保护和社会福利政策发展迟缓。与此同时日本的预防环境污染的立法不完善且进展缓慢,日本政府和地方自治体实施消极的公害财政政策,并对环境保护和环境污染监管采取非常消极的态度。这些因素导致多数工厂大量排出废水、废气、废物等,这引起了大范围的大气污染和水污染。其代表性事件有1953年到1956年之间以熊本县水俣市为中心所发生的水俣病事件、1955年前后开始受到关注的富山县神通川下游的痛痛病事件、1960年前后发生的四日市哮喘事件,还有从1964年到1965年发生的新泻县阿贺野川流域的第二水俣病事件。

虽然环境污染日益严重,但是日本政府和地方自治体仍然以企业为中心,对受害人的救济态度异常消极,对受害人的行政救济很不充分。因此,环境污染受害人最终借助司法救济,提起了一系列的诉讼,并且在大多数环境污染侵权诉讼中胜诉,受害人才终于得到了救济。例如,水俣病是环境污染的原点,但受害人虽经过40年的斗争都没能解决该问题,正是公害诉讼使受害人得到救济并使水俣病问题得到彻底解决。并且,日本的公害诉讼,特别是有关四大公害的诉讼中受害人胜诉成了促进日本政府、地方自治体制定有关环境保护的法律法规和解决公害问题的出发点。例如四日市哮喘诉讼原告方胜诉,日本政府意识到受害人救济的紧迫性,才于1973年制定了《公害健康受害补偿法》。

然而,日本的损害赔偿诉讼中原告必须证明因果关系存在的高度盖然性裁判所才能认定被告的赔偿责任,但公害事件大多涉及高科技,这就致使环境污染侵权诉讼中因果关系的证明非常困难。日本立法中没有规定相应的制度来解决这个问题,但司法界和法学者都认识到必须减轻原告因果关系的证明负担以救济受害人。因此,“盖然性说”、“门前理论”、“疫学因果关系理论”等公害诉讼因果关系理论相继被提出并引发了诸多讨论。这些因果关系理论在日本的公害诉讼中得到适用,在减轻原告的因果关系证明困难

上发挥了很大的作用。因此,日本公害诉讼中的因果关系理论对解决我国环境污染侵权诉讼中的因果关系的证明困难有参考价值。所以,本文在对中日两国的环境污染侵权诉讼中的因果关系理论进行比较研究之后,参考日本理论提出解决我国环境污染侵权诉讼中因果关系证明困难的对策。

基于此,本文的结构如下:

第一章分析我国环境污染侵权诉讼因果关系理论中存在的课题。首先,序论中详述中国环境污染的状况和环境污染受害人救济的现状,阐明以环境污染侵权诉讼来救济受害人的必要性。第一节中讨论我国侵权行为法上的因果关系构成要件,分析环境污染侵权诉讼等现代型诉讼中因果关系证明困难的成因。在此基础上,第二节探讨环境污染侵权诉讼中因果关系证明责任倒置制度的立法和司法实践,并明确其问题所在。其后在第三节中分析解决我国问题时参考日本公害诉讼因果关系理论的可能性。

第二章分析总结日本公害诉讼中的因果关系理论。首先在序论中明确日本公害的状况、对公害受害人的救济状况以及公害诉讼的功能。第一节分析日本侵权行为法的基本结构和因果关系的理论,第二节分析公害诉讼中的因果关系理论和相关判决。本书将从降低证明度和改变证明方法这两个方向进行详细分析,重点剖析因果关系理论是如何降低公害诉讼中的因果关系的证明困难的。

第三章分析日本公害诉讼中的因果关系理论对我国的启发。在总结日本理论的基础上,以此为参考,探讨如何解决我国环境污染侵权诉讼中的因果关系的证明困难问题。

序 言

第二次世界戦争後、敗戦国として日本では、経済発展に専念し、経済成長政策・所得倍增政策・地域開発政策などの政策のもと、環境の保全に配慮することなく、環境を汚染しやすい重化学工業が発展し、高度の経済成長が遂げられてきた。このように、日本において、環境保護を無視する経済発展政策、企業による汚染行為、公害行政・規制の遅れといった要因が、水俣病事件、イタイイタイ病事件、四日市喘息事件などの残酷な公害を含め、広域で公害を発生させた。名古屋から近い四日市市に見学したところ、被害者の悲惨の様子に驚いた。現在でも、被害者の悲鳴が耳に響いている。不法行為法に基づく損害賠償訴訟による被害者救済においては、因果関係の証明が困難になっている。そこで、日本の公害因果関係理論が登場し被害者の救済および公害問題の徹底解決に大きな役割を果たした。

他方、中国は日本と同様に政府の経済政策における失策、法律規制の不備および企業の汚染行為により、環境汚染が避けられなかった。現在、ひどい大気汚染・水汚染による大規模集団的被害、たとえば、集団鉛中毒事件、「癌の村」、「怪病村」なども発生している。環境汚染の被害者の救済においては、因果関係の証明困難が課題となっている。

加害行為と損害をつなげる理論である因果関係理論をずっと研究していた私は、日本の公害因果関係理論の本質を掴んで、中国の環境汚染による被害をこうむる者を救済に用いることができると考えていた。そこで、思わず日本の公害因果関係理論と中国の環境汚染における因果関係理論の比較研究を博士論文のテーマとして選んだ。

山ほどの資料を読んで、博士論文を書く日々は、毎日深夜までの苦闘

だった。何回も行き詰まったが、被害者を救済する理想を胸に刻んで、粘り強く最後まで必死に頑張ってきた。やっと、日本の公害因果関係理論から被害者を救済する鍵を見つけて、これをもって中国の環境汚染被害者を救済できるように新しい因果関係理論を築いた。これで少しも中国の環境汚染問題の解決に役に立てばよかったと思っている。

大変な日々では励まして力をかしていただいた者にこの本を捧げる。

目 次

序論	1
第一節 本書の課題	1
一 中国の公害の現状	1
二 訴訟による公害被害の救済	3
第二節 日本法の参照	4
第三節 本書の構成	6
第一章 中国の公害訴訟における因果関係理論の課題	8
序説	8
一 公害の状況	8
二 公害被害者の行政救済	10
第一節 中国不法行為法の基本構造と因果関係の要件	11
一 不法行為法の基本構造	12
二 中国法における因果関係理論——必然的因果関係理論	17
三 因果関係の証明困難	22
第二節 因果関係の証明責任の転換制度	26
一 司法解釈および法規における因果関係の証明責任の 転換制度	27
二 学説における因果関係の証明責任の転換制度の 判断枠組み	34
三 裁判例における因果関係の証明責任の転換制度の運用	38
第三節 中国法の課題および日本の公害訴訟における因果関係 理論の参照	50
一 中国法の課題	50

二	日本の公害訴訟における因果関係理論の参照	51
第二章	日本の公害訴訟における因果関係理論	57
序説		57
一	公害の状況	57
二	公害被害者の救済および公害訴訟の機能	59
三	本章の内容	60
第一節	日本の不法行為法の基本構造および因果関係の要件	61
一	不法行為法の基本構造	61
二	因果関係の判断	63
三	事実的因果関係の証明困難	65
第二節	証明度の軽減をめぐる議論	66
一	証明度に関する原則	67
二	証明度の引き下げ	71
三	優越的蓋然性説について	82
四	小括	89
第三節	証明方法について	90
一	門前理論	90
二	疫学的因果関係理論	104
第三章	中国の公害訴訟における因果関係理論の課題解決の試み	148
第一節	前章までの要約	148
一	本書の課題	148
二	中国の公害訴訟における因果関係理論の要約	148
三	日本の公害訴訟における因果関係理論の要約	149
第二節	中国法における証明度を軽減する可能性	151
一	日本の蓋然性説・「相当性テスト説」・優越的蓋然性説	151
二	中国法への導入可能性	153
第三節	証明方法に関する提言——日本の門前理論・疫学的因果関係理論の導入可能性	155
一	門前理論による因果関係の証明責任の転換制度の再構築	155
二	疫学的因果関係理論による集団公害訴訟の因果関係証明困難の解決	158

第四節	中国の公害紛争への適用可能性	164
一	裁判例の再検討——門前理論の導入	165
二	大規模集団公害紛争の解決可能性——疫学的因果関係 理論の活用	167
結論		170
参考文献		174
索引		190

序 論

序論では、本書の課題を設定し、本書の主な研究方法である日本法との比較研究の意義を確認する。その上で、本書の構成を説明する。

第一節 本書の課題

中国では、深刻な公害被害が生じているが、これに対する救済は不十分である。以下では、中国の公害^①の現状を説明した上で、訴訟による公害被害者の救済の現状を説明する。

一 中国の公害の現状

中国では、1978年の改革開放以来、経済の優先発展を国策として急速な工業化を進められてきた^②。中央政府は、電力・石油・石炭・鉄鋼などの環境を汚染しやすい領域で、国有企業の大規模化を助成する政策を採用してきた。これらの企業の多くは、利潤の追求を目的とし、とくに汚染物質を処理せずに排出したため環境を汚染してきた。地方政府も、経済発展を優先する政策を採用し、「郷鎮企業」^③の発展を促してきた。「郷鎮企業」は、資金や技術面の制限があるため、環境を保護するための対策を

① 本書における公害の定義は、日本の公害対策基本法2条に従う。本書では、公害として、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭のみを想定する。この中でも、日本および中国では、工業の発展、特に化学工業の発展に伴い、大気汚染および水汚染が非常に深刻となり、深刻な被害をもたらしてきた。また、大気汚染および水汚染に関する公害訴訟が数多く存在する。そのため、本書では、大気汚染および水汚染に限って検討を行う。

② 1978年から2013年までの35年間、中国のGDPは、平均9.2%という高度の成長を遂げてきた。中国国家统计局「国民経済和社会発展統計公報」(1978～2013) www.stats.gov.cn。

③ 1996年に公布された「郷鎮企業」法2条においては、「郷鎮企業」は、農村集体経済組織あるいは農民が主に出資して、「郷」あるいは「鎮」に設立された各種の企業であると規定されている。

積極的に取らずに生産を行ってきたため、農村部の主要な汚染源となってきた^①。他方、公害規制については、環境保護関連法規の不備、環境保護関連投資の不足、公害行政の不在といった事態が続いてきた^②。そのため、中国では、広範囲で深刻な公害がもたらされることになった。

現在の中国では、大量の各種汚染物質が排出されており、汚染のレベルは相当高い^③。また、毎年、特別重大公害事件、重大公害事件を含めて、数多くの公害事件が相次いでいる^④。たとえば、2005～2011年、上海、浙江省、広東省、陝西省、四川省などで、27件の集団鉛中毒事件が生じた^⑤。また、2011年まで、「癌の村」、「怪病村」が351箇所発見されている^⑥。

このように、中国では多くの被害者が深刻な損害を被っており、公害に関する紛争も急増してきた^⑦。しかし、公害被害者の多くは農民や漁民であり、権利意識が薄いため、訴訟ではなく政府への訪問・投書などの解決手段を選んできた^⑧。他方、地方政府の経済を優先する政策、公害救済制度の不備といった事情により、行政による救済はきわめて不十分である^⑨。こうした事情を背景として、公害が原因である事件も、1996年から毎年29%の割合で増えている^⑩。2005年から2012年10月まで、中

- ① 森嶋彰「中国の環境状況の概要と中小企業政策—中小企業の公害問題—」人間環境学研究2巻2号67頁以下(2004)。
- ② 王心芳「関与『国家環境保護“十五”計画』的説明」『環境保護』2002年3期22頁以下、包茂紅[王燕訳]「中国環境政策の変遷と成果」龍谷 42巻1号168頁以下(2009)、中国環境保護部「全国環境統計公報」(2001～2012年)www.zhb.gov.cn。
- ③ 中国環境保護部「中国環境状況公報」(2011)www.zhb.gov.cn。
- ④ 中国環境保護部・前掲注(6)(1990～2010)。「特別重大公害事故」、「重大公害事故」とは、突発環境汚染事故の緊急性・結果の重大性により行われた分類である。
- ⑤ 美国職業知識國際、北京地球村環境教育センター、公衆環境研究センター「中国鉛電池製造和回收行業对健康和環境的影響」1頁以下(2011)www.ipe.org.cn。
- ⑥ 「癌の村」は、癌の発病率が高い村(村は中国の最小の行政単位である)を指すものである。「怪病村」は、認識できない病気が発病している村のことである。郭建光「河南瀋丘因汚染出現癌症村 村莊人口負增長」中国青年報(北京)2007年9月26日参照。曹燦璋「「癌症村」的困惑与出路—以浙江蕭山塢里村為例」才智2010年19期197頁以下、龔勝生＝張濤「中国「癌症村」時空分布變遷研究」中国人口、環境与資源2013年9期158頁。
- ⑦ 1980年代から1997年まで、中国の環境紛争は毎年10万件である。2005年に環境保護部門に報告した紛争は60万件以上である。齊樹潔＝鄭賢宇「環境訴訟的当事人適格問題」南京師大書報(社会科学版)2009年3期38頁参照。
- ⑧ 王妹「我国環境群体事件年均遞增29% 司法解決不足1%」新京報2012年10月27日
- ⑨ 曹鳳中＝姬慶「中国環境保護法体系的現狀及發展」環境經濟2009年71期48頁以下参照。
- ⑩ 王妹・前掲注。新京報2012年10月27日。

国環境保護部が対応した事件は927件であり、そのうち、72件は重大な事件である^①。のみならず、公害は経済発展にも顕著な悪影響を与えるようになってきている。たとえば、中国では、公害がもたらす損失は年々増加してきており、2009年には公害による損失が9701.1億元にのぼった^②。これは2009年のGDPの3.8%を占める^③。そのため、公害被害者に対する司法救済、特に不法行為法に基づく損害賠償訴訟が重視されるようになってきている^④。

二 訴訟による公害被害の救済

中国法では、一般不法行為が成立するための要件として、加害行為、被害者の損害、加害者の故意・過失、加害行為と被害者の損害との間の因果関係が必要だと考えられている^⑤。公害による損害賠償責任は無過失責任であると定められている^⑥ので、公害訴訟においては、加害行為、損害、因果関係が証明されれば、被告の損害賠償責任が認められることになる。しかし、公害は被害が長期・広範囲・不特定の者にわたるという特質を有するのみならず、公害訴訟における因果関係要件については鑑定による科学的証明が要求されているので、農民や普通の市民である被害者にとって因果関係要件の証明は非常に困難である^⑦。因果関係要件の証明の困難さに対応するために、中国の公害訴訟においては、因果関係の証明責任を転換する制度が規定された^⑧。

他方、因果関係の証明責任の転換制度が規定された1992年以降2007年までの間に提起された公害訴訟は782件しかなかった^⑨。これは膨大な公

① 王姝・前掲注.新京報2012年10月27日。

② 中国環境保護部規劃院「2009年中国環境經濟核算報告」www.caep.org.cn。

③ 中国環境保護部規劃院・前掲注.同上。

④ 中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック』151頁(倉倉社、2004)、王・前掲注新京報2012年10月27日。公害被害者に対する行政救済と司法救済の關係に関する詳細は、本書では取り上げない。

⑤ 楊立新『侵權法論(上)』人民法院出版社2013年出版第5版197頁以下参照。下記第一章第一節の一の2参照。

⑥ 1986年に公布された中国民法通則124条には、公害による損害賠償責任が無過失責任であると定められている。下記第一章第一節の一の3参照。

⑦ 何英＝鄒斌「論環境侵權民事訴訟中的舉証責任分配」中国人口・環境与資源2003年5期32頁以下。

⑧ 下記第一章第二節の一の1参照。

⑨ 呂忠梅「中国環境司法現狀調查——以千份環境裁判文書為樣本」法学2011年4期83頁。

害紛争と比べるとわずかだと言える。このように、因果関係の証明責任の転換制度の導入によっても、因果関係要件の証明困難は緩和されたいとはいえないように思われる。このように、中国では、公害訴訟における因果関係要件の証明困難にどのように対応すればよいかという問題が非常に重要な課題となっている。本書では、この課題について研究を進めたい。

中国において公害訴訟が少ない原因としては、因果関係の証明責任の転換制度に問題があることのほかにも、いくつかの原因があると考えられる。たとえば、公害問題は複雑であり、当事者適格、訴訟理由、証拠などの判断が困難であることが少なくないため、中国の裁判所は、訴え受理が事実上裁判官自由裁量に任されているという、訴え受理制度の不備を利用して公害事件の訴えを受理しないことがしばしばあると指摘されている^①。

第二節 日本法の参照

戦後、日本では、環境に配慮することなく高度経済成長政策、所得倍增政策、地域開発政策などの経済を優先させる政策が実行されてきた^②。その結果、環境を汚染しやすい重化学工業が発展し、高度の経済成長が遂げられてきた^③。そうした企業は、利潤を追求するために、内部において生じた不経済な要素である廃液・ばい煙などを外部へ放出していた。また、当時日本では、都市計画、環境保護、社会福祉などの政策が遅れた。このような経済を優先させる政策が採用されたことに加

① 王姝・前掲注新京報2012年10月27日。中国民事訴訟法108条によって、訴えの提起の条件としては、原告が訴訟に直接的利害関係をもつこと、具体的訴訟請求および事実、理由の明記が要求されている。すなわち、裁判官は、訴状の記載内容等の形式のみならず、当事者適格、訴訟理由、証拠など裁判で審理すべきことを判断しなければならない。他方、訴えに対する審理については、具体的基準が設けられておらず、その判断は裁判官の自由裁量に任されている。そこで、裁判所は、訴えの提起の条件を満たしていないとして、訴えを受理しないことがしばしばある。とりわけ、公害訴訟は、高度の科学技術が含まれていて審理が難しいほか、地方経済に関心をもつ地方政府の影響を受けやすいので、受理した場合、裁判官としては困難な状況に陥る可能性がある。このような理由から、受理されていない公害事件は多い。

② 清水嘉治『現代日本の経済政策と公害』19頁以下(汐文社1973)参照。

③ 清水嘉治・前掲注同上19頁以下参照。

えて、公害を規制する立法の立ち遅れ・未整備^①、消極的公害財政^②、消極的公害行政^③といった問題が見られたと指摘されている。その結果として、工場からのばい煙や排水などの排出量が増大し、広域的大気汚染や水質汚濁等の問題を発生させた^④。代表的な事件として、昭和28年から31年にかけての熊本県水俣市を中心に発生した水俣病事件、昭和30年頃から問題が表面化し始めた富山県の神通川下流域のイタイイタイ病事件、また、昭和35年頃発生した四日市喘息事件、そして、昭和39年から40年にかけての新潟県阿賀野川流域に発生した第二水俣病事件がある。

公害被害が深刻化する状況においても、日本政府および地方自治体は、企業優先の行政を行い、被害者の救済にきわめて消極的であったため、公害被害者に対する行政救済は不十分であった^⑤。そのため、公害被害者は司法に助けを求めて一連の訴訟を提起した。そして、数多くの公害訴訟において原告が勝訴し、被害者の救済が遂げられることとなった。たとえば、40年も未解決だった公害の原点ともいえる水俣病問題については、訴訟こそが水俣病問題を解決し被害者の救済のために中心的な役割を果たしたといわれている^⑥。また、日本では、公害訴訟、特に四大公害裁判において被害住民が勝訴した事実が、日本政府、自治体に公害関係法あるいは条例の整備を促し、日本の公害問題の解決の出発点と

① この点については、都留重人編『現代資本主義と公害』187頁以下(岩波書店1968)、宮元憲一「日本公害史論序説」彦根論叢 382号8頁(2010)、宮本忠「公害と行政責任—四日市の場合」119頁以下(河出書房新社1976)、松本昌悦「公害問題と公害法(下の一)」中京 4巻2号70頁(1969)、渡辺精一「自治体による公害行政の課題」ジュリ 458号260頁(1970)参照。

② たとえば、1970年には日本各地で公害が頻発したが、日本国の予算に着眼しても、公害対策はきわめて消極的にしか行われてこなかったといえることができる。たとえば、昭和46年に、政府が公害対策予算として計上したのは、一般会計で923億円(前年度比38.6%増)、財政投融资計画で1702億円(49%増)となっている。いかにも大幅に増加したようであるが、もともとの予算が低いため、比率が上昇したように見えるだけである。清水嘉治・前掲注(汐文社1973)169頁以下参照。

③ これについては、渡辺精一・前掲注(ジュリ 458号)257頁、都留重人編・前掲注(岩波書店1968)197頁以下参照。

④ 日本厚生省「昭和44年版公害白書」第一章第二節深刻化する公害問題 www.cnv.go.jp 参照。

⑤ 1960年代、公害が大きな社会・政治問題になったので、公害救済制度がようやく設けられた。昭和42年に公害対策基本法が制定されてから、公害に関連する法律の制定・実施が相次いだ。また、昭和44年には「公害に係る健康被害の救済に関する法律」(昭和45年2月施行)が公布された。しかし、この法律は、社会保障の補完的な制度として、当面緊急を要する医療費(健康保険の自己負担分)を給付するのみで、財産的損失に対する補償や慰謝料は含まれていなかった。

⑥ 千場茂勝「水俣病解決と訴訟の役割」法時68巻10号25頁(1996)。

なった^①。たとえば、下記〔裁判例オ〕四日市喘息訴訟において原告側が勝訴したことで、被害者救済の緊急性が叫ばれるようになり、昭和48年10月に「公害健康被害補償法」(昭和49年9月施行)が制定された。

もっとも、日本においても、損害賠償請求訴訟の被害者が高度の蓋然性をもって因果関係の存在を証明しなければならないと考えられている結果として、公害訴訟における因果関係の証明が非常に困難になっていた。この問題について立法的な対応こそ行われていないものの、被害者を救済するためには因果関係の証明負担を軽減する必要があるという認識の下で、証明度の軽減を認めようとする議論や、証明方法に関して、門前理論、疫学的因果関係理論などの理論が提唱された。これらの理論は、公害訴訟においても用いられることとなり、因果関係の証明困難を緩和するにあたって大きな役割を果たしてきた。そこで、本書では、中日両国の公害訴訟における因果関係理論を比較研究して、日本の理論を参考にした上で、中国の公害訴訟における因果関係の証明困難を解決することを試みる。

第三節 本書の構成

本書の構成は以下のとおりである。

第一章では、中国の公害訴訟における因果関係理論の課題を分析する。まず、序説では、中国の公害状況および公害被害救済の状況を説明して、公害訴訟による被害救済が要請されることを明らかにする。第一節では、中国での不法行為法における因果関係の要件に関する議論を検討して、公害訴訟などの現代型訴訟における因果関係の証明困難を説明する。その上で、第二節では、因果関係の証明責任の転換制度をめぐる立法および裁判実務を検討し、その問題点を明確にする。そして、最後に第三節では、中国の問題を考えるにあたって、日本の公害訴訟における因果関係理論を参考にすることができることを示す。

第二章では、日本の公害訴訟における因果関係理論を検討する。ま

① 畑明郎「イタイイタイ病加害・被害・再生の社会史」環境社会学研究6巻52頁(2000)。